

文京区国民保護計画変更の概要

1 文京区国民保護計画の概要

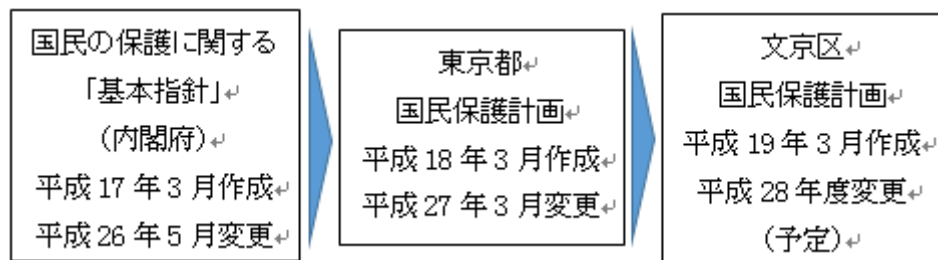
国民保護計画は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、迅速・的確に国民を保護するためにあらかじめ策定する計画である。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)」(以下「国民保護法」という。)第 35 条の規定に基づき、文京区では、平成 19 年 2 月に策定した。

主な内容として、想定する事態、平素からの備え、住民の避難と救援、被害の最小化や大規模テロ等への対処などが盛り込まれている。

2 計画変更の経緯

計画策定後 9 年が経過し、各種情報伝達システム等の充実が図られてきたことや、関係機関の連絡体制の整備等が進められてきたことから、国が基本指針を平成 26 年 5 月に変更し、都が東京都国民保護計画(以下「都計画」という。)を平成 27 年 3 月に変更した。

同年 4 月に都から区市町村国民保護計画の変更に関する通知があったことから、国の基本指針や都計画との整合を図るため、文京区国民保護計画について、国民保護法第 35 条第 8 項に基づく所要の変更手続を行うものである。



3 計画変更の手続き・スケジュール

平成 29 年 1 月	文京区国民保護協議会による審議 計画変更案の取りまとめ
2 月	東京都への協議
3 月	区長決定 文京区国民保護計画変更の確定

4 計画（変更素案）の主な内容

(1) 国の基本指針の変更の反映

- 国からの情報の伝達手段として、「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」及び「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」が導入されたことから、これらの活用について明記する。（P.31、33）
- 国の現地対策本部長が、国や地方公共団体等関係機関の間における情報共有や意思の統一を図るために、「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催することから、これを明記する。（P.58）
- 区民等の安否について、収集した情報を国や都へ報告するため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」が導入されたことから、これを明記する。（P.85）

(2) 都計画の変更の反映

- 世界各地でテロが数多く発生している今般の世界情勢や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点について追記する。（P.18）
- 災害現場で医療活動を実施する、医師及び看護師等で構成される災害医療派遣チームとして発足した「東京 DMAT」について記述する。（P.72 他）
- 都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会」の取り組みを踏まえた危機管理の強化や危機情報の共有等について追記する。（P.107）

(3) その他区として必要な変更等

- 区勢データ、区組織名称等の時点修正等を行う。